（広島県からのお知らせ）

低炭素建築物の電子申請について

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく各種申請は、「電子申請」が可能です。

①申請方法

（１）次のアドレスから電子申請システムへアクセスしてください。

https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=10105

（２）画面の指示に従って申請情報を入力し、申請書類一式をアップロードしてください。

注１　添付ファイルの合計サイズの上限は 100MB です。超える場合は別の方法をご案内しますのでお問い合わせください。

２　申請書類一式を PDF に一括変換して添付してください。

３　補正による差し替えをする場合は、改めて申請書類一式を添付してください。

４　様式は県 HP よりダウンロードしてください。

（３）手数料が必要な申請の場合は、電子納付（ペイジー）による納付とそれ以外で流れが異なりますので、「電子申請の流れ」をご確認ください。

（４）審査の結果、適合と判断した場合は返信用封筒で認定通知書を返送します。

◆着工予定日までに受付できるよう余裕を持って申請してください。

手数料の納付を確認した日が受付日となり、その日以降でなければ着工できないことにご留意ください。（受付日は電子申請システム上の「メール」にて連絡します。）

◆認定通知書は「郵送」又は「窓口」で交付します。

（郵送による交付を希望される場合）

・返信用封筒（レターパック等）が必要になります。（返送費は申請者負担です。）

・払込証明書による納付の場合は、レターパック等に宛先を記入し、払込証明書を送付する封筒に同封してください。

・電子納付（ペイジー）による納付の場合は、認定通知書発行までに、宛先を記入したレターパック等を郵送してください。

※認定通知書は信書に該当しますので、信書便の取扱いができ、配達記録が残るレターパック等を同封してください。

②書類の不備等

申請書類に不備があった場合は、電話等にて連絡します。図面の修正等が必要な場合は、原則、差し替えによる対応とさせていただきますので、ご了承ください。

③その他

◆電子申請対応は、県が所管する市町に限ります。県以外の所管行政庁の対応は各市の担当窓口へお問い合わせください。

県が所管する市町…

竹原市、府中市、三次市※、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

※三次市内の次の建築物については、三次市が所管しています。

○法第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる建築物のうち、木造の建築物
（地階を除く階数が 3 以上であるもの、延べ面積が 300 平方メートルを超えるもの及び高さが 16m を超えるものを除く。）

○法第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる建築物

【申請窓口・お問い合わせ先】
広島県　土木建築局　建築課　建築指導グループ
住所：〒730-8511　広島市中区基町 10-52
TEL：082-513-4183　FAX：082-223-2397
URL：https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/teitanso.html

電子申請システム
スマートフォン用
２次元バーコード☞